令和2年度

事業計画書

(公財) 河川財団

1. 令和2年度事業方針

平成28年4月に策定した「河川基金 中期計画(第 I 期)」と合わせて、河川財団として今後取り組んでいく事業に関する指針として策定した「中期戦略 II 期(中期ビジョン2016)」の5ヶ年目にあたる令和2年度は、以下の方針に基づき、諸事業を展開する。

助成事業においては、河川整備基金の設置から30年近くが経過し、社会情勢の変化等により、基金を取り巻く状況や社会的要請も大きく変化したことから、将来に向けた基金の見直しや新たな役割の構築が必要となった。

そこで平成 28 年度からは、その名称を河川基金に改めるとともに、フレームの再構築 (従来の活動内容・テーマ別の部門から、助成対象者別の研究者・研究機関部門、川づく り団体部門、学校部門の3つの部門に再編)、川づくりへの貢献・活用を重視した評価基準 の設定等の改革を実施している。令和2年度は、引き続き改善に取り組みつつ助成を行う とともに、成果の普及に努める。

調査・研究事業においては、重要かつ共通的テーマについての自主研究等と、個々の現場課題解決のための取り組みを、両者の相乗効果も発揮されるよう関連付けながら実施し、各実務現場の河川の安全・安心を高めることに貢献するとともに、河川政策遂行方策の全体的レベルアップや、技術・政策のイノベーションを生み出す環境づくりに貢献していく。このために必要な当財団外の研究者、有識者や関係機関とのネットワークの形成・活用を引き続き行っていく。これらを通じた財団におけるナレッジの蓄積と体系化を合わせて行いながら、河川政策シンクタンクとしての河川財団の存在感の向上に引き続きつとめる。

以上の実現に資する諸活動、すなわち、アクセスしやすく理解しやすい様々な形での成果の公開、成果の実務現場への還元・適用とそのレビュー、アウトリーチの諸活動を、ねらいと効果発現の見通しを定め、諸活動間の相互好影響の発揮を考慮しつつ、継続・蓄積の重要性にも配慮しながら実施していく。以上の事業実施を、専門家・技術者としての力量向上という意識も持ちながら各職員が能動的に担うことで、また、指導・助言・内部相互触発・外部からの触発・共同工夫作業などが状況に応じて臨機に行われる環境を整えることで、職員の力量が事業実施に連動して向上していく好循環の形成につとめる。

河川教育事業においては、川での環境学習や体験活動が河川環境や水防災等にきちんと向き合える人間を形成する基礎となることから、「川に学ぶ体験活動協議会」等のNPOや市民団体、企業のメセナ活動とも連携を図りながら、体験活動を指導する人材の養成・育成や子どもたちの安全な河川体験の機会を創出する。

また、子どもたちの教育が学校を中心に行われていることから、学校教育との連携をさらに強化し、河川教育の普及支援や河川教育の質をより高めるための取り組みを推進する。

河川健康公園事業においては、適切な維持管理を行うことにより河川環境の保全と創出を支援するほか、利用の促進を図り、沿川の地域住民の健康増進や自然と触れ合う機会の増大と河川管理に資する取り組みを推進する。

また、このような当財団が実施する公益事業を今後とも安定的に実施していくための裏

付けとなる河川基金等の財産を適切に管理するとともに、一層の資金確保を目的として、 一般市民や企業などが寄附をしやすい環境づくりのための取り組みを積極的に推進する。

2. 河川に関する活動に対する助成とその成果の普及

【公益目的事業1】

河川整備の効果を高め、事業の効果的推進を支援し、国民の生活向上に寄与することを目的として造成された河川基金の運用益により、河川の整備及び保全並びに利用の促進に関わる分野における調査・研究(研究者・研究機関部門)、川づくりの実践あるいはそれを支援する市民団体等の活動(川づくり団体部門)、小・中・高等学校等が実施する河川教育に関する調査研究や、河川を題材とした教育活動(学校部門)に対し助成を行うと共に、その成果の普及を行う。

また、公益社団法人ゴルフ緑化促進会からゴルファーの緑化協力金の交付を受け、河川の美化・緑化に資する植樹等の事業に対し、助成を行う。

2.1 河川基金事業

1) 研究者・研究機関を対象とした助成

川づくりや河川管理への貢献が期待できる調査・研究を行う研究者・研究機関を対象に 助成を行う。

その際、河川の現場を活用した調査・研究、萌芽的研究または今後の発展性が期待できる研究にも優先して助成する。また理科系(工学、自然科学等)のみならず、法学、経済学、社会学等を含む文科系(社会科学、人文科学)及び文理融合の調査・研究、学校教育の現場での河川教育についての調査・研究を含む幅広い学問領域において助成を行う。

① 調查 · 研究助成

流出・流水・流砂のメカニズムの解明等の工学的な研究、治水対策に関する研究、水資源の確保に関する研究、河川環境の整備と保全に関する研究、地域との連携に関する研究、河川に関する歴史・文化・伝統等に関する研究など、川づくりや河川管理に貢献する様々な調査・研究に助成を行う。

また、35歳以下の若手研究者や、中学生や高校生をジュニア研究者とするクラブ活動での調査・研究にも、助成区分を設けて優先的に助成を行う。

② 調査・研究成果の普及助成

研究者や研究機関による、一般の方々に向けて開催する公開プログラムや高大連携事業、 出前授業等、次世代の育成にもつながる、研究の場から外へ出て行って行う「アウトリー チ活動」に対して助成を行う。

また、基金助成により得られた調査・研究の成果を広く一般に公開するために刊行する 学術図書、およびその成果を一般市民に分かりやすく説明する普及図書の出版に対して助 成を行う。

③ 緊急災害調査

国内及び海外において、甚大な水害、土砂災害、震災(ただし、河川・ダム等に係る施設に関するもの)や社会的に大きな影響を与える水難事故等が発生した場合には、災害状況把握や今後の防災に向けた提言を行うための調査に対して助成を行う。

2) 川づくり団体を対象とした助成

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すための活動(川づくり)を実施・支援する市民団体等(川づくり団体)を対象に、その活動への助成を行う。川づくりに貢献する広範な活動の中で、将来の自らの活動を担い、次世代を担う人づくりの活動に対し重点的に助成を行うものとし、新しいニーズに即した新規事業や若手による取り組み、自律的展開への展望を持った活動にも優先して助成を行う。

①川づくり団体活動助成

河川や流域への理解を深める活動、河川教育を支援する活動、人材育成や指導者育成に 焦点をあてた活動、流域間・流域内交流のネットワークを構築する活動などを、流域規模 あるいは全国的な規模で行う川づくり団体に対して助成を行う。

②新設川づくり団体自立支援助成

設立されて5年以内の川づくり団体に対し、その活動を軌道にのせるために必要な経費 について最大5年間の助成を行う。

3) 学校を対象とした助成

幼稚園、小・中・高等学校等の学校を対象に、特に教科学習おける河川教育の取り組みの 推進を重点として、河川教育計画の策定・実践や、河川教育についての調査・研究に対し て助成を行う。

4) 助成成果の普及

河川基金助成事業の成果について、それらの情報共有や普及を図るため、以下の事業を 行う。

① 報告会の開催

調査・研究の分野については助成成果をより一層社会に普及還元するため、助成を受けた全ての研究者が発表する「河川基金助成事業成果発表会」を開催する。

川づくり団体の活動及び学校における河川教育の分野については「川づくり団体全国事例発表会」及び「河川教育研究交流会」を開催し、優秀な助成成果の口頭発表・パネルディスカッション・ポスターセッションなどを行い、関係者間での情報共有や人的ネットワークづくりを行う。また、これらの発表会については「河川基金だより」やWEBサイトといった媒体を通じて広く情報発信を行う。

② 優秀成果の顕彰

河川に対する理解を深め、助成事業の一層の充実を図るために、助成事業で実施された

研究及び活動の中から、優秀成果を選定し、報告会の場で表彰を行う。

また、助成事業による研究成果をさらに発展させ、学術の進歩・発展又は技術開発の分野で、卓越した功績を挙げた研究者及び今後の活躍が期待される若手研究者に対し、それぞれ「河川財団賞」及び「河川財団奨励賞」の表彰を行う。

③ 河川基金だよりの刊行

「河川基金だより」を年2回刊行し、川づくりや河川管理に関わる官公庁、有識者、研究者、大学等研究機関、川づくり団体、川や水の問題に関心を持つ企業等に幅広く配布する。特に、助成事業者などの今後の活動の参考となるような Good Practice 事例や取組みを抽出して掲載することにより、情報提供・共有機能の強化を図る。

④ 助成成果データベースの公開

提出された助成成果報告書をデータベース化し、当財団 WEB サイトを通じ広く公開する。

2.2 河川美化·緑化助成事業

公益社団法人ゴルフ緑化促進会 (Greenery by Golfers Group < 略称 GGG >) と連携して、 国、地方公共団体、各種法人等が実施する河川やその周辺における植樹等に対して助成を 行う。

3. 河川に関する調査・研究とその成果の普及

【公益目的事業2】

平成25年12月に河川法が改正され、河川管理施設の維持修繕が義務づけられ、河川においてもその特性に即した効果的・効率的な維持管理・更新がより一層求められるようになった。

平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨につづき、令和元年には台風19号により、河川の氾濫による災害や土砂災害など甚大な災害が相次いでいる。

このような厳しい自然条件や社会情勢の中、良好な河川管理を実施し、防災力を高め、あわせて河川を自然環境に親しみ健康増進を図るための貴重な場所として活用していくためには、河川利用・河川管理の知恵(技術)をより高めることが必要であり、以下の内容について研究調査を行うとともに、研究成果の普及を行う。

なお、調査・研究における中心的な課題である河川の維持管理については、河川管理の 実務における知識や経験と研究機関や大学等の学術的研究及び民間の新技術を融合した調 査研究を行う。このため、河川総合研究所を中心に河川財団独自の技術の集約化を図り、 独自性のある技術を開発していく。

3.1 災害を防止するための調査・研究

1) 戦略的維持管理に関する調査研究:全体方針

河川維持管理の全体像と長期展開を見据え、優先的に取り組むべき目標およびそれへの 道筋を共有するために、俯瞰的・総合的な河川維持管理の基本論と基本フレームの構築に 引き続き取り組む。その上で、河川管理に関する各方策の性質(長所・短所)と現場実態 に応じて合理的に管理法を選択・適用し、その効果を継続的にレビューして次の改善に反映させるという状況を定着させることに貢献する。また、この基本フレームの下で、新しい知見や新技術の活用を河川管理の強化につなげる道筋の全体像や要所を示し、河川管理にイノベーションが生まれやすい環境づくりに貢献する。

この全体方針と連動させながら以下の調査研究を進める。

2) 戦略的維持管理に関する調査研究:個別重要テーマの推進

・堤防、河道の点検・評価フレームの拡充

点検・評価の実績が着実に積み上がる中でもう一段の改善を図る必要のある土堤防について、また、今後点検・評価の本格的な充実が期待される河道について、全体的なレベルアップを図るための点検・評価フレーム拡充の検討を行い、提案につなげていく。この際には、戦略的維持管理研究の既往成果である「システムとしての河川の機能低下プロセスを、FT 図を導入して体系的に把握する方法」を踏まえ、また、河道変化特性に関する諸知見を活かしつつ、「自然公物」という堤防の基本的性格と「複雑な自然システム」という河道の性格を一貫して考慮する。また、新たな堤防等計測技術の活用等に関する調査研究を行う。

・ 堤防植生管理技術の体系化

堤防植生管理の整理・分析、新しい管理手法(抑制ターゲットの植物種の生態特性を踏まえてきめ細かい管理を行う方法、植物成長調整剤を用いた管理手法、刈草の地域循環の構築手法など)の現場試験・実験による評価、手法適用に対する地域の意見把握等を通じて得た成果を総合し、当該区間の置かれた状況に応じて効率的・効果的に堤防植生管理を行う体系的技術として提示する。

・三次元データ等の活用による河川管理の効率化と強化

近年進展が著しい三次元データ等の取得法を活用して、従来の河川管理の効率化、今まで十分にカバーできていなかった部分の強化を図る手法を検討する。さらに ALB (航空レーザ測深) や UAB などを活用して河道管理を強化する道筋を明確にする。

・河川管理におけるデータベース活用の拡大

河川の維持管理の強化においては、今後ますます増大する管理情報を適切かつ効率的に蓄積し、その活用を促進する環境を整備することが不可欠である。そのためのデータベースおよびその活用のあり方について、ナレッジマネジメントの側面も含め引き続き検討していく。

3.2 健全な河川生態系の保全・再生に関する調査・研究

1) 河川空間管理のあり方に関する調査研究

河川空間管理のあり方に関する調査研究の一環として、人と河川が共存する社会となるよう、地域との協働による多様性に富んだ河道内の樹木管理に関する調査研究を行う。

2) 生態環境調査解析

国等河川管理者が管理する河川において、より良い環境の保全・再生を目指し、学識者 の指導を仰ぎ生態環境の調査解析業務を行う。

3.3 健全な水循環系の保全・再生に関する調査研究

1) 健全な水循環と生態系の保全・再生に関する調査研究

湖沼環境に関する研究が長年行われているが、湖沼環境を決定するメカニズムに未解明な事象があるとともに、湖内および流域対策による湖沼環境改善策が想定された効果を上げられていない。

このため、水質保全対策の総合的な評価、流域への湖沼環境改善対策の意識啓発など、 多岐にわたる視点から水循環・物質収支などについて調査研究を行う。

2) 水環境改善方策および普及・啓発方策に関する調査研究

住民や利水者等の水環境に対する要望の多様化に対応するため、河川水質等に関する意識の向上や地域と連携した河川水質等を管理・改善する取組・活用方策などに関する調査研究を行う。

3.4 河川管理施設の成り立ちに関する調査研究

治水対策は長い歴史的な経緯の中で形成されており、全国の河川でそれぞれの特徴を有する。これらの河川における河川管理施設の成り立ちについて研究することは、今後の治水対策にとって貴重な情報である。このため、これらの歴史的資料を取りまとめるとともに、これらを公開する。

3.5 調査研究成果の普及

財団の調査研究成果を適切に社会へ還元するため、研究発表会の開催や研究報告書の刊行等によって研究成果を公表し普及を図る。

1) 研究発表会の開催

「河川財団研究発表会」を東京の外、地方事務所所在都市(名古屋市、大阪市)で開催 し、主要な調査研究成果を発表する。

2) 研究所報告等の刊行

調査研究成果を取りまとめ、「河川総合研究所報告」(主要研究成果論文集)、「河川総合研究所資料」(自主研究等の技術的蓄積)を刊行し、あわせて当財団ウェブサイトで公表する。

3) 学会等での発表

学会への論文投稿や口頭発表等の機会を積極的に求め、普及を図る。

4) 河川塾 (第二シリーズ) の開催

「次を考える基盤としての河川工学を学ぶ」を趣旨として、河道管理、河川維持管理、河川環境管理、川づくりなどに携わっている河川技術者等を対象者とし、体系的講義(討議を含む)を開催し、また、その基盤となるテキストのとりまとめ・充実をはかる。

5) 河川研究セミナー等の開催

河川政策遂行方策の全体的レベルアップや、技術・政策の発展を生み出す土壌の活性化に貢献するという観点から、時宜にかなったテーマを設定し、当財団が蓄積してきたナレッジの体系的提示、当該テーマの推進に貢献されている研究者や技術者、その実践に携わる政策担当者や実務者担当者等による技術政策やそれを支える技術体系についての話題提供、当該テーマの現状と今後の展開について関係者が基盤的認識を持つことに資する包括議論などを交えた公開研究会(河川研究セミナー等)を開催する。

6)技術指導

財団職員を研修会の講師等として派遣し、当財団の調査研究で得られた技術的ノウハウの普及を行う。

4. 河川教育の推進及び河川への理解を深めるための活動

【公益目的事業3】

「川に学ぶ」社会を実現するために、河川教育(川や水を素材やフィールドとして防災、環境、歴史文化等について人々が学ぶ活動)を支援するとともに、子どもたちや市民に対し、河川に関連した広範な知識・情報や、川での体験活動を伴った「川に学ぶ」機会を提供するための支援を教育関係者や市民団体等と連携して進める。

また、人々が河川への理解を深めるためには、より多くの人々を対象とし、かつ活動の継続性が確保できる学校教育の中に河川教育を取り上げやすくなるような環境づくりや学校関係者等への支援を充実させる必要がある。

そこで主に河川基金事業の推進事業を活用して、河川教育にかかる先導的な調査研究や、河川教育推進あるいは川づくり団体支援のためのネットワーク・プラットフォーム機能の充実に取り組んでいく。

4.1 河川教育にかかる先導的な調査研究

平成 28 年度に立ち上げた全国河川教育大学間ネットワークを活用して、各拠点大学を中心とした地域の学校関係者や市民団体等とのネットワークを構築し、全国各地において、学校教育の中で河川教育を取り上げる取り組みを推進する。

また、自らの命を守り、自ら考え、自ら見つけた課題の解決に向け、自立的に取り組む子どもたちの育成を強化するために、新たなカリキュラム(単元)開発と実践をめざす取り組みを有識者(コンダクター)を中心とした体制により展開していく。

4.2 河川教育推進や川づくり団体支援のためのネットワーク・プラットフォーム機能の 充実

全国河川教育大学間ネットワーク、全国川づくり団体事例発表会や河川教育研究交流会などを活用し、市民団体や学校関係者等の情報提供・共有、人的ネットワークづくりの一層の促進を図るとともに、下記の取組みを推進する。

1) 体験活動の支援

①川に学ぶ体験活動指導者

川での体験活動を楽しく安全に実施するためには、川に内在する危険性を正しく理解し、伝えられるスキルを身に着けた指導者が必要であり、「NPO 法人川に学ぶ体験活動協議会 (RAC)」と連携し、「川に学ぶ体験活動指導者」を養成する。

②水難事故防止

川での体験活動は、安全確保が最優先事項であり、安全な水辺の体験活動を支援する一環として水難事故に関する調査研究を実施する。また、それらの調査研究で得られた知見や情報を発信する。

③体験活動センターわたらせ

子どもの水辺サポートセンターのサテライト機能を有する渡良瀬遊水地体験活動拠点施設(体験活動センターわたらせ)については、令和元年東日本台風(台風19号)により被災を受けたことから、浸水に対する強度を高めて復旧し、早期再開を目指す。

2) 川や流域を題材とした学習活動への支援

①学習教材等の作成・普及及び学習活動への支援

河川教育に関わる調査研究の成果等を基に、川での体験活動や河川の環境、防災などを 学ぶために参考となる学習教材等の作成・普及及び学習活動への支援を行う。

②プロジェクト WET の普及・展開

子どもたちに川や水についてより理解を深めてもらうため、「アクティブ・ラーニング」の視点を持つ体験学習型の国際水教育プログラムであるプロジェクト WET (Water Education for Teachers) の指導者を養成し、積極的な普及・展開に取り組む。

4.3 地域連携支援

国等河川管理者が管理する河川において、地域連携を支援・強化する業務を行う。

5. 河川健康公園の運営

【公益目的事業4】

都市部における貴重なオープンスペースであり、数少ない自然環境が残された空間である河川敷を活用し、当財団が環境整備した以下の河川健康公園において次の事業を行い、水辺環境の向上を図るとともに沿川の地域住民等への河川利用の促進や健康増進を図る。

- · 多摩川河川健康公園(多摩川水系)
- · 荒川 · 扇河川健康公園 (荒川水系)
- ・庄内川・幸心河川健康公園(庄内川水系)

5.1 住民の健康増進

1) レクリエーション施設の運営

河川健康公園において無料開放している自由広場や野球場、ソフトボール場では、来園者に安全で安心して活動できる環境を提供するほか、有料のゴルフコース・練習場、テニスコート、パークゴルフコースでは、低廉な料金設定として、利用する地域住民の健康増進に貢献するとともに、高齢者・年少者層等に対して割引を実施し、これらの年代層の更なる利用促進が図れるよう配慮する。

なお、日常の管理として始業前、終業後の点検・巡視はもとより、河川健康公園内の植生管理、ゴミなどの清掃を適切に実施し、利用者が安全快適に利用できるように努める。

2) 子どもたちへのスポーツの普及

ゴルフコース・練習場、テニスコートを開放し、専門の指導者による子どもたちを対象としたスポーツ教室を開催し、次代を担う子どもたちの健全育成を図る。また、子どもたちと高齢者とのふれあい交流の場ともなる合同スポーツ教室を開催し、子どもたちが高齢者からそのスポーツのみならず普段の生活でのマナーやエチケットを学び、高齢者が活き活き活動できる機会の提供を行うと共に、小学校・高校・大学のクラブ活動を支援するため、ゴルフ場やゴルフ練習場を無料開放するなどスポーツの普及を図る。

3) 防災拠点としての利用に配慮した公園施設の検討

低平地において堤防は水防活動や一時避難に際して有効な施設となっている。このため、 公園施設においても緊急時に水防団や避難者に利用可能な施設とすることが有効である。 これらの可能性について検討を行う。

5.2 河川敷地の適正な管理

1) 河川敷地維持管理

河川管理者と協議を行い、河川管理者に代わって河川健康公園に隣接する河川堤防について丁寧な除草や清掃を実施し、河川管理者が堤防点検を実施しやすくなるよう協力するとともに、来園者にとって散策しやすい環境をつくる。

また、河川協力団体としての活動の充実に努める。あわせて河川健康公園内においても 適切な植生管理等の維持管理を行い、河川環境の保全に協力するとともに、気持ち良く来 園していただけるよう河川利用の促進に努める。

2) 河川環境の保全と創出

幅広い年齢層が楽しんで河川利用できるよう整備した荒川扇河川健康公園及び庄内川幸心河川健康公園のパークゴルフ施設内においてヨシ等の在来植物による環境緑地の維持管理を行う。

5.3 洪水時等の防災対策

1) 施設撤去訓練の実施

河川健康公園において、高水敷上の施設撤去の重要性や撤去に適した施設への改良・撤去作業の段取り・手順等を他の占用者に普及・啓発する公開の施設点検・撤去訓練を実施する。

5.4 地域社会への貢献

1) 近隣の小学校・幼稚園・保育園の野外活動への協力

近隣の小学校の児童や幼稚園・保育園の幼児の野外活動に協力し、子どもたちが自然と触れ合う機会を多く持てるよう支援する。

2) 多摩川振興への協力

地元川崎市などの施策に協力し、多摩川利用推進に寄与する事業を行う。

3) 多摩川交流センターの運営

一般利用者・河川利用者の交流の促進、河川管理者や地元自治体などの情報発信や災害時の避難場所・活動拠点として整備した多摩川交流センターが快適な利用ができるよう、シャワー・トイレをはじめとする休憩施設、利便施設の維持管理を適切に行う。

6. 河川管理に関する支援事業

【収益事業】

国等の河川管理者が行う河川の維持管理に関する事業を行う。

6.1 施設等維持管理

国等の河川管理者が設置する河川管理施設の維持管理を支援する業務を行う。